

三芳町ドッグラン広場利用要綱

令和4年9月30日

告示第310号

（目的）

第1条 この要綱は、三芳町ドッグラン広場（以下「ドッグラン」という。）の適切な利用にあたり、必要な事項を定め、三芳町をきれいにする条例（平成28年三芳町条例第23号）及び三芳町きれいにする条例施行規則（平成28年三芳町規則第19号）に基づき、公共の場における愛犬家のマナー及びモラルの向上並びに愛犬家相互の交流を図ることを目的とする。

（利用及び登録）

第2条 ドッグランを利用できる者は、三芳町に畜犬登録され、かつ、1年以内に狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。）に定める狂犬病予防注射を受け、法第5条第2項の注射済票の交付を受けている犬及びその飼い主又はその家族（町内に住所を有する18歳以上の者に限る。）で次項の規定によりドッグランの利用の登録を受けた者（以下「利用者」という。）とする。

2 ドッグランを利用しようとする者は、あらかじめ三芳町ドッグラン広場利用登録申請書兼誓約書（様式第1号）を町長に提出し、登録をしなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

4 町長は前項の規定により登録を決定した者の登録は、三芳町ドッグラン広場登録台帳（様式第2号）に必要事項を記載する方法で行うこととし、登録した者に三芳町ドッグラン広場利用登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

5 前項の登録証の有効期限は、10月1日から9月30日までの1年間とする。

6 前項の登録証の紛失等があった場合は、三芳町ドッグラン広場利用登録書再交付申請書（様式第4号）を速やかに届け出るものとする。

7 利用者は、ドッグラン利用の際に登録証を携帯し、職員の指示があったときは、これを提示しなければならない。

(登録内容の変更等)

第3条 利用者は登録内容に変更等があった場合は、三芳町ドッグラン広場利用登録(廃止・変更)届(様式第5号)を速やかに届け出るものとする。

(利用時間)

第4条 ドッグランの利用時間は、午前5時から午後7時までとする。ただし、日の出前及び日没後はドッグランを利用できないものとする。

(休場日)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、休場日とする。

- (1) 天災等により開場することが困難と認められる場合
- (2) 町行事又は維持管理のため清掃等を行う場合

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に通知された鍵解除番号を第三者に漏洩しないこと。
- (2) 登録証を常に携帯し利用すること。
- (3) 登録証の家族以外への貸し借り及び譲渡をしないこと。
- (4) 施設内を清潔に保ち、汚物等を捨てないこと。
- (5) 利用者や犬の体調不良により、他の利用者や犬にウイルス等の感染の可能性があるときは利用しないこと。
- (6) 出入口二重扉を閉めたことを確認した上で入退場すること。
- (7) ノーリードは各エリア内とし、出入口二重扉内ではリードを放さないこと。
- (8) 常に犬から目を離さないように注意すること。
- (9) 犬をドッグランに残したまま退場しないこと。
- (10) 登録者一人につき、同一エリア内2頭までの入場とすること。
- (11) ドッグラン内は禁煙とし、火気や危険物の持込みはしないこと。

- (12) ドッグラン内での飲食、犬の餌やり、シャンプー、ブラッシング等はないこと。
- (13) ドッグラン内では遊具（フライングディスク、柔らかいボール等）を使用しないこと。
- (14) ドッグラン内でのトラブル（事故、負傷、死亡、噛みつき、盗難等）は、当事者同士の責任で解決すること。ただし、環境課へは必ず報告すること。
- (15) 未就学児は、入場しないこと。
- (16) ベबीカー及び犬用カートを持ち込まないこと。
- (17) 子ども（6歳から15歳まで）が入場する場合は、必ず保護者が同伴すること。
- (18) 足洗場での犬の水遊びを行わないこと。
- (19) 病気の犬、発情期の犬、闘犬、生後6か月未満の犬又は犬以外のペットを連れている者は利用しないこと。
- (20) 犬が掘った穴は、スコップ等で埋め戻すこと。
- (21) 職員等から指示があった場合は、それに従うこと。
- (22) 広告宣伝物等の掲示、若しくは配布又は看板、立札等を設置しないこと。
- (23) 犬を連れていない人は、利用しないこと。
- (24) 公序良俗に反する行為及び迷惑行為はしないこと。
- (25) 営利目的、宗教的活動、政治的活動等をしないこと。
- (26) 施設、設備、備品等をき損し、又は汚損しないこと。
- (27) 前各号に掲げる事項が遵守できない者は入場しないこと。

（利用登録の取消し）

第7条 町長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用登録を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合

(2) 咬傷事故を起こした場合

(3) 前条各号に規定する事項を遵守しないとき。

2 前項により利用登録を取り消された者は、登録証を速やかに町長に返還しなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、ドッグランの施設、設備等を損傷し、又は滅失した場合は、これを修理又は損害を賠償しなければならない。

(管理)

第9条 ドッグランの管理は、都市計画課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第361号）

この告示は、令和7年10月1日から施行する。